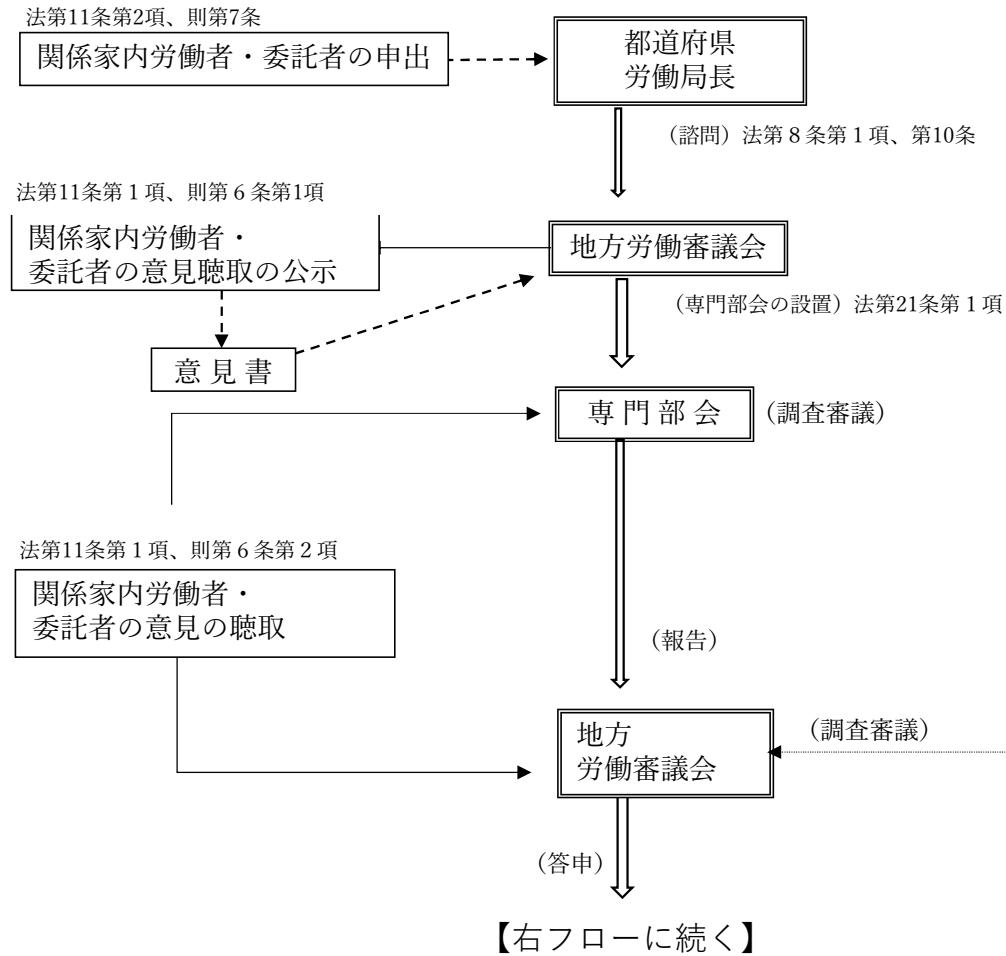
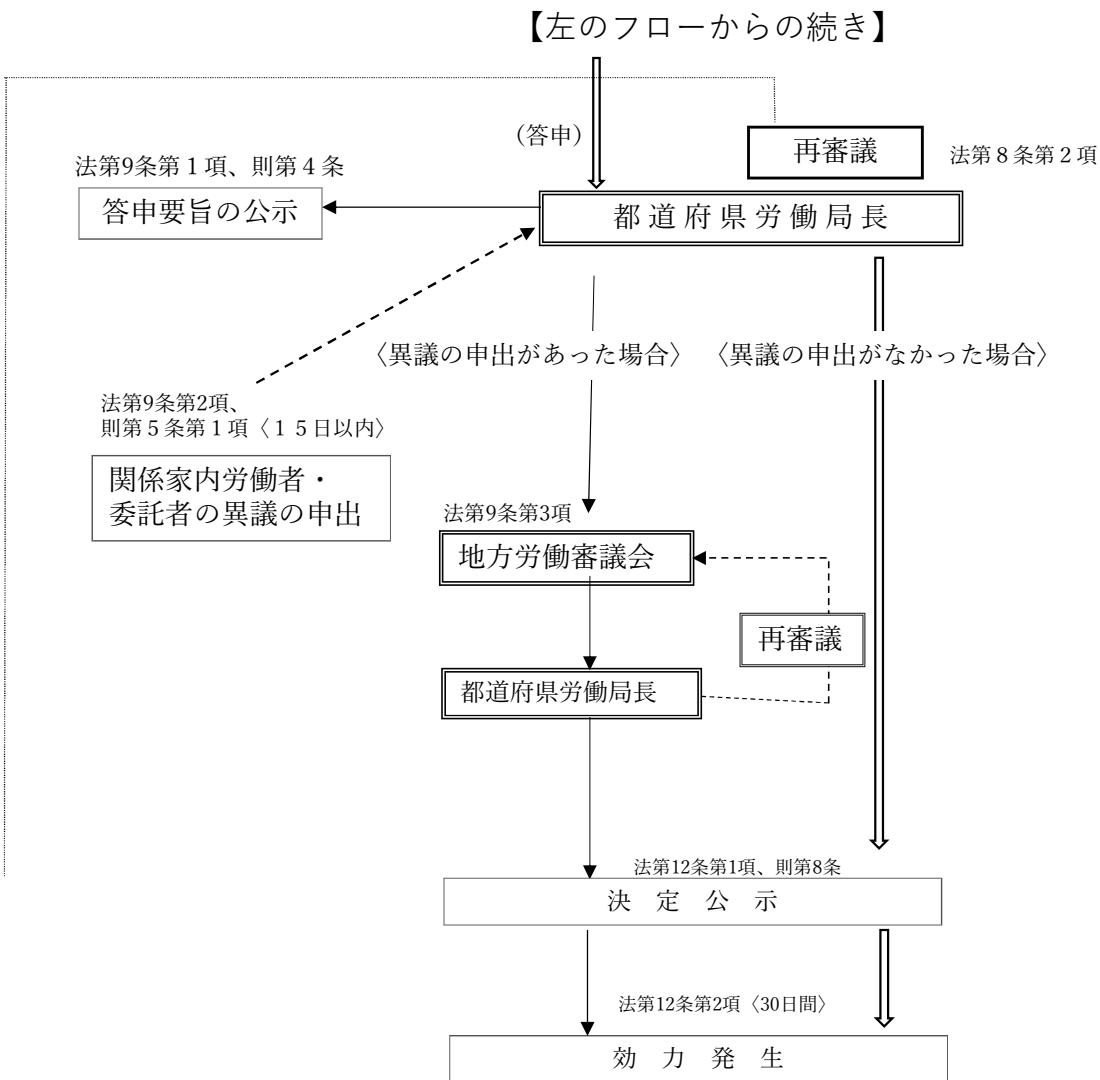


家内労働法に基づく  
栃木県電気機械器具製造業最低工賃  
の改正について

# 家内労働法に基づく最低工賃決定フロー



※「法」とは家内労働法を、「則」とは家内労働法施行規則を示す。



# 栃木県電気機械器具製造業最低工賃の概要について

## 1 適用する家内労働者および委託者の範囲

栃木県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者およびこれらの業務を委託する委託者

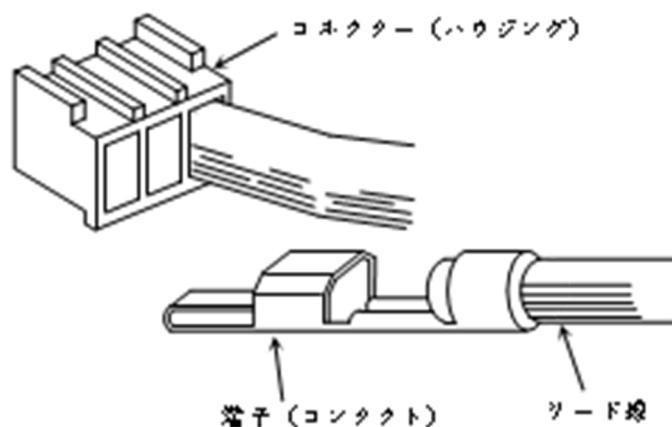
## 2 最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

| 品目    | 工程                                  | 規格           | 金額               |
|-------|-------------------------------------|--------------|------------------|
| コネクター | 差し（電線の端末に取付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。） | リード線について行うもの | 1ピンにつき51銭<br>46銭 |

効力発生の日 令和6年4月20日  
令和3年4月20日

### 【部品解説図】



# 栃木県電気機械器具製造業最低工賃適用される委託者数・家内労働者数の推移 (平成19年～令和7年)

単位：人

| 区分  |        | 平成19年   | 平成25年   | 平成28年   | 令和元年    | 令和5年   | 令和7年   |
|---|--------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 電気機械器具<br>製造業<br>(E28 E29 E30)                | 委託者数   | 46      | 40      | 30      | 29      | 26     | 22     |
|   | 家内労働者数 | 731     | 505     | 346     | 366     | 292    | 170    |
| 上記のうち、<br>今般の改正諮<br>問に該当する<br>委託者数・家<br>内労働者数 | 委託者数   | 4       | 6       | 6       | 5       | 7      | 3      |
|   | 家内労働者数 | 36      | 61      | 46      | 40      | 36     | 17     |
| (参考値)<br>栃木県                                  | 委託者数   | 153     | 171     | 141     | 101     | 119    | 96     |
|   | 家内労働者数 | 2,066   | 1,554   | 1,406   | 1,155   | 1,104  | 708    |
| (参考値)<br>全国                                   | 委託者数   | 12,968  | 8,780   | 7,516   | 7,328   | 7,017  | 6,481  |
|   | 家内労働者数 | 181,196 | 117,333 | 107,747 | 105,054 | 95,108 | 88,332 |

資料出所：各年の委託状況届、栃木県電気機械器具製造工賃実態調査結果等から集計

## 全国の電気機械器具製造業における最低工賃の状況について

| 都道府県 | 最低工賃名     | 工程      | 規格                | 最低工賃額            | 直近の発効日等                     |
|------|-----------|---------|-------------------|------------------|-----------------------------|
| 青森   | 電気機械器具製造業 | コネクター差し | 1端子ごとに差すもの        | 28円45銭<br>23円88銭 | ※1<br>令和5年5月1日<br>平成29年5月1日 |
|      |           |         | 連続端子となっているもの      | 61円14銭<br>51円32銭 |                             |
| 宮城   | 電気機械器具製造業 | コネクター差し | シールド線について行うもの     | 61銭<br>53銭       | 令和7年6月27日<br>令和4年4月15日      |
|      |           |         | リード線について行うもの      | 47銭<br>41銭       |                             |
| 福島   | 電気機械器具製造業 | コネクター差し |                   | 36銭<br>32銭       | 令和5年5月1日<br>令和2年9月1日        |
| 茨城   | 電気機械器具製造業 | コネクター差し |                   | 55銭<br>48銭       | 令和7年9月1日<br>令和4年11月1日       |
| 栃木   | 電気機械器具製造業 | コネクター差し | リード線について行うもの      | 51銭<br>46銭       | 令和6年4月20日<br>令和3年4月20日      |
| 群馬   | 電気機械器具製造業 | コネクター差し | 2ピン以上10ピン以下のもの    | 61銭<br>58銭       | 令和7年7月17日<br>平成25年5月15日     |
| 東京   | 電気機械器具製造業 | コネクター差し |                   | 91銭<br>83銭       | 令和7年8月2日<br>令和4年12月24日      |
| 神奈川  | 電気機械器具製造業 | コネクター差し | リード線について行うもの      | 58銭              | 平成30年4月26日                  |
|      |           |         | 1しんのシールド線について行うもの | 63銭              |                             |
|      |           |         | 2しんのシールド線について行うもの | 66銭              |                             |
| 富山   | 電気機械器具製造業 | コネクター差し |                   | 30銭              | 令和5年4月28日                   |
| 山梨   | 電気機械器具製造業 | コネクター差し |                   | 56銭<br>47銭       | 令和5年4月22日<br>平成29年5月5日      |

※1については100端子に対するもの。※2については100回行った場合のもの。

## 栃木県最低賃金の推移について（平成19年～令和7年）

| 最低賃金の種類 | 新設発効日     |        | 平成19年 | 24年  | 25年  | 26年  | 27年  | 28年  | 29年  | 30年  | 令和元年 | 2年   | 3年   | 4年   | 5年   | 6年    | 7年    |
|---------|-----------|--------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|
| 栃木県最低賃金 | 47. 5. 15 | 時間額    | 671   | 705  | 718  | 733  | 751  | 775  | 800  | 826  | 853  | 854  | 882  | 913  | 954  | 1,004 | 1,068 |
|         |           | 引上げ額   | 14    | 5    | 13   | 15   | 18   | 24   | 25   | 26   | 27   | 1    | 28   | 31   | 41   | 50    | 64    |
|         |           | 改定率(%) | 2.13  | 0.71 | 1.84 | 2.09 | 2.46 | 3.20 | 3.23 | 3.25 | 3.27 | 0.12 | 3.28 | 3.51 | 4.49 | 5.24  | 6.37  |

※引上げ額及び改定率は前年と比較したもの。なお、平成20年から平成23年の記載を省略している。

※前回最低工賃の改定発効を行った令和5年と令和7年の栃木県最低賃金を比較すると114円（11.95%↑）高くなっている。

## 栃木県電気機械器具製造業最低賃金の推移について（平成19年～令和7年）

| 最低賃金の種類                              | 新設発効日      |        | 平成19年 | 24年  | 25年  | 26年  | 27年  | 28年  | 29年  | 30年  | 令和元年 | 2年   | 3年   | 4年   | 5年    | 6年    | 7年    |
|--------------------------------------|------------|--------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 63. 12. 21 | 時間額    | 768   | 799  | 809  | 822  | 836  | 851  | 869  | 889  | 910  | 913  | 940  | 971  | 1,008 | 1,056 | 1,105 |
|                                      |            | 引上げ額   | 12    | 6    | 10   | 13   | 14   | 15   | 18   | 20   | 21   | 3    | 27   | 31   | 37    | 48    | 49    |
|                                      |            | 改定率(%) | 1.59  | 0.76 | 1.25 | 1.61 | 1.70 | 1.79 | 2.12 | 2.30 | 2.36 | 0.33 | 2.96 | 3.30 | 3.81  | 4.76  | 4.64  |

※引上げ額及び改定率は前年と比較したもの。なお、平成20年から平成23年の記載を省略している。

※前回最低工賃の改定発効を行った令和5年と令和7年の栃木県電気機械器具製造業最低賃金を比較すると97円（9.62%↑）高くなっている。

# 家 内 労 働 法 (抄)

## (目的)

- 第一条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。
- 2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

## (最低工賃)

- 第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

## (最低工賃の改正等)

- 第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

## (最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等)

- 第十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。
- 2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

# 家 内 労 働 法 (抄)

## (最低工賃額等)

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第十一條に規定する賃金をいう。）との均衡を考慮して定められなければならない。

## (最低工賃の効力)

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

## (専門部会等)

第二十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。  
2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

# 栃木県の最低工賃

## 栃木県衣服製造業最低工賃

【効力発生の日 令和7年4月21日】

### 1 適用する家内労働者および委託者の範囲

栃木県の区域内で男子既製洋服製造業、婦人・子供既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者およびこれらの業務を委託する委託者

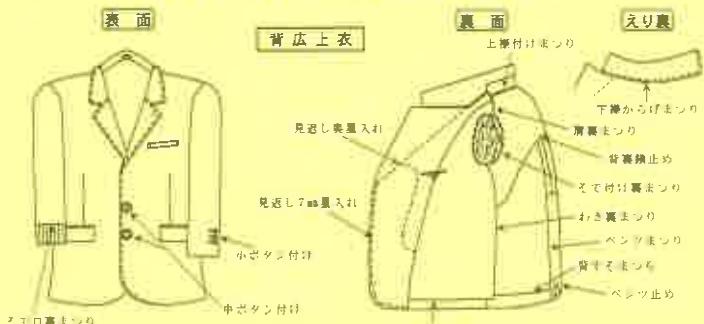
### 2 最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。ただし、金額欄の( )内の長さは、1枚分の標準的な作業を行う長さであるが、この長さ以外の場合は、1cm単位で換算した額とする。1cm未満の長さは切上げ、1cm未満の金額は四捨五入とする。

| 品目                         | 工 程                            | 規 格                       | 金 額                         |
|----------------------------|--------------------------------|---------------------------|-----------------------------|
| 男<br>子<br>既<br>製<br>洋<br>服 | そで付け裏まつり                       | 針目が3cm間隔に9針以上             | 1枚(60cm×2)につき 202円          |
|                            | そで口裏まつり                        | 針目が3cm間隔に9針以上             | 1枚(32cm×2)につき 83円           |
|                            | ボタン付け                          | 中ボタン(4つ穴)糸足つき<br>根巻き3回以上  | 1個につき 22円                   |
|                            | 肩裏まつり                          | 針目が3cm間隔に9針以上             | 1枚(17cm×2)につき 41円           |
|                            | 上襟付けまつり                        | 針目が3cm間隔に6針以上             | 1枚(30cm)につき 54円             |
|                            | 下襟からげまつり                       | 針目が3cm間隔に6針以上             | 1枚(10cm)につき 51円             |
|                            | わき裏まつり<br>(ゆきの一部分について行うものに限る)  | 針目が3cm間隔に5針以上             | 1枚につき 48円                   |
|                            | 見返し裏星入れ                        | 針目が3cm間隔に4針以上             | 1枚(70cm×2)につき 118円          |
|                            | 見返し7mm星入れ                      | 針目が3cm間隔に4針以上             | 1枚(45cm×2)につき 86円           |
|                            | 背すそまつり                         | 針目が3cm間隔に6針以上             | 1枚(20cm×2)につき 62円           |
|                            | 背裏鎖止め                          | 鎖糸ループの長さが1cm              | 1枚につき 15円                   |
|                            | すそ裏まつり<br>(すそ裏の一部分について行うものに限る) | 針目が3cm間隔に5針以上             | 1枚につき 55円                   |
|                            | ベンツまつり                         | 針目が3cm間隔に6針以上             | 1枚につき 28円                   |
|                            | ベンツ止め                          | 2本糸で×印しつけ止め               | 1か所につき 10円                  |
|                            | アウトポケット裏まつり                    | 1枚につき 20円                 |                             |
|                            | 糸くず取り及び仕上げ                     | 1枚につき 63円                 |                             |
|                            | ズボン                            | 腰裏かんぬき止め<br>天ぐまつり及び前立てまつり | 12か所 1本につき 44円<br>1本につき 25円 |
|                            | ボタン付け                          | 小ボタン、糸足つき<br>根巻き3回以上      | 1個につき 20円                   |
|                            | 糸くず取り及び仕上げ                     |                           | 1本につき 31円                   |

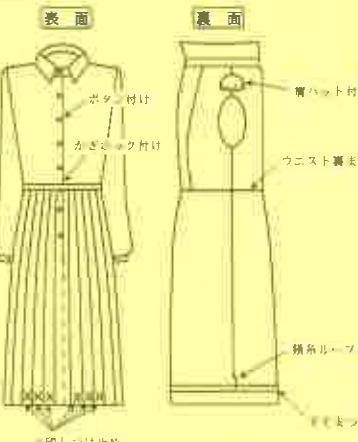
| 品目  | 工 程      | 規 格  | 金 額         |
|---|----------|--|-------------|
| 婦<br>人<br>・<br>子<br>供<br>既<br>製<br>洋<br>服 | 見返し端千鳥掛け | 針目が3cm間隔に5針以上                                | 1か所につき 16円  |
|   | 見返し裏まつり  | 針目が3cm間隔に4針以上                                | 10cmにつき 16円 |
|   | 見返し星入れ   | 針目が3cm間隔に3針以上                                | 10cmにつき 18円 |
|   | そで付け裏まつり | 針目が3cm間隔に7針以上                                | 10cmにつき 24円 |
|   | そで口裏まつり  | 針目が3cm間隔に4針以上                                | 10cmにつき 21円 |
|   | すそまつり    | 1cm型   | 1組につき 23円   |
|   | スナップ付け   | ウエスト用  | 1組につき 32円   |
|   | かぎホック付け  | ウエスト用以外、小、2つ穴<br>18mm以下、2つ穴、糸足つき、<br>根巻き3回以上 | 1個につき 14円   |
|   | ボタン付け    | 20mm以上、4つ穴、糸足つき、<br>根巻き3回以上                  | 1個につき 16円   |
|   | 鎖糸ループ付け  | 鎖糸ループ長さ2cm以上                                 | 1か所につき 14円  |
|   | 肩バット付け   | 2個1組   | 1組につき 40円   |
|   | ×印しつけ止め  |  | 1か所につき 11円  |
|   | ウエスト裏まつり | 針目が3cm間隔に7針以上                                | 20cmにつき 23円 |
|   | バックル付け   |  | 1個につき 16円   |
|   | 糸くず取り    |  | 1着につき 23円   |

男子既製洋服のまとめ業務工程解説図

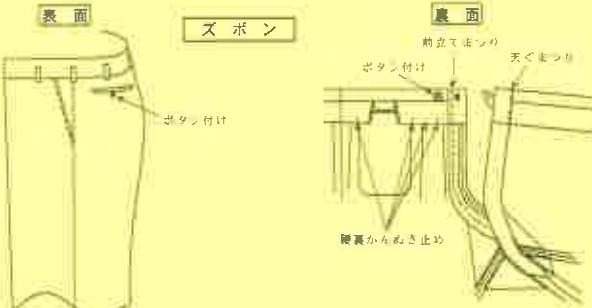
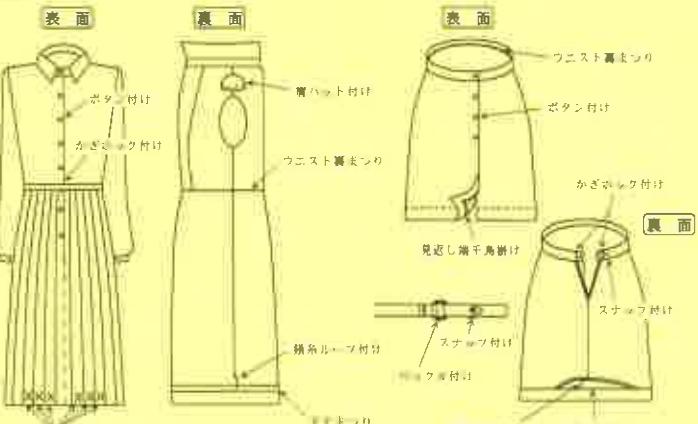


婦人・子供既製洋服のまとめ業務工程解説図

ワンピース



スカート



## 栃木県電気機械器具製造業最低工賃

【効力発生の日 令和6年4月20日】

### 1 適用する家内労働者および委託者の範囲

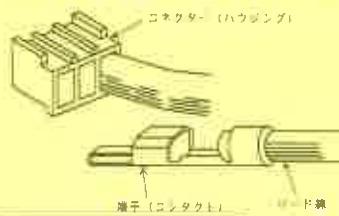
栃木県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者およびこれらの業務を委託する委託者

### 2 最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

| 品 目   | 工 程                                 | 規 格          | 金 額        |
|-------|-------------------------------------|--------------|------------|
| コネクター | 差し(電線の端末に取付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。) | リード線について行うもの | 1ピンにつき 51銭 |

電気機械器具製造業のまとめ工程解説図



詳しくは、栃木労働局 賃金室 TEL 028-634-9109 又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

宇都宮労働基準監督署 TEL 028-633-4251  
栃木労働基準監督署 TEL 0282-24-7766  
大田原労働基準監督署 TEL 0287-22-2279  
真岡労働基準監督署 TEL 0285-82-4443

足利労働基準監督署 TEL 0284-41-1188  
鹿沼労働基準監督署 TEL 0289-64-3215  
日光労働基準監督署 TEL 0288-22-0273